

高瀬高等学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月策定

いじめ防止基本方針 策定の根拠

【いじめ防止対策推進法（法律第 71 号）】

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（基本理念）

いじめは、すべての生徒に関する問題であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって本校では、すべての生徒がいじめを受けないよう、すべての生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組むとともに、積極的な生徒理解と深化をはかることにより、いじめ防止等のための対策を行う。

（いじめの理解）

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」ものであり、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるとの意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、当該児童等が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものをいう。

（生徒の責任）

生徒はいじめを行ってはならない。また、いじめを見て見ぬふりをしてはいけない。

（学校及び職員の責務）

学校及び職員は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の教育活動全体を通じ「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自己の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の育成に努めなければならない。

保護者や地域、関係機関等との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、「いじめられている生徒には非はない」との認識の基に、適切かつ迅速な組織的対応をしなければならない。

2 いじめの態様

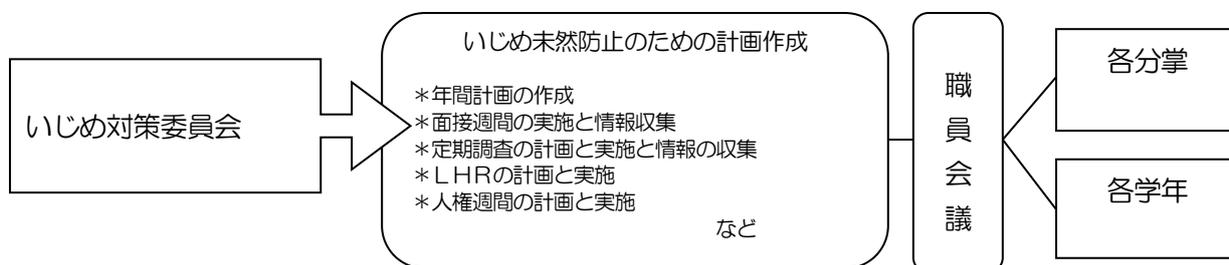
- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

3 いじめ防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策のための組織

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

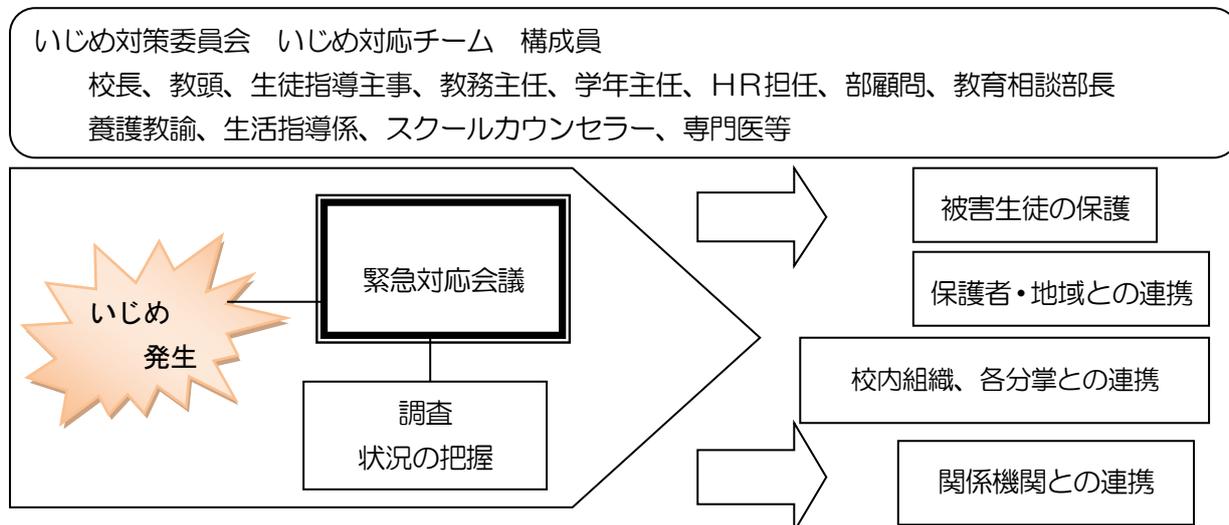
(1) いじめ対策委員会・・・未然防止、早期発見のための対策組織

いじめ対策委員会 構成員
 学校関係者：校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、各分掌の長、学年主任
 生活指導係、養護教諭
 第三者：スクールカウンセラー、保護者代表（PTA 会長）、地域代表（学校評議員）



(2) いじめ対策委員会 いじめ対応チーム

・・・いじめ発生時の、早期解消・再発防止のための対策組織



4 いじめの防止（未然防止のための取組等）

（1）いじめ防止教育の充実

- ア. 生徒の豊かな情操と道徳心を養い、自己の存在と他者の存在を等しく認め合い、お互いの人格を尊重しあえる態度を育てるため、すべての教育活動を通じた取組を推進する。
- イ. 人権週間における取組の充実。
 - ◇人権講演会（全学年：11月または12月）
 - ◇LHRの有効的な活用
- ウ. ホームルーム活動においてはテーマに応じたグループワークなどを積極的に取り入れ、生徒がいじめや卑怯な振る舞いをしない、見過ごさないことにクラス単位で取り組むとともに、生徒の「居場所づくり」を積極的に行う。
- エ. 日常の活動を通して、ストレス・フリーな学校生活の実現に、組織的に取り組む。
- オ. 学校行事や部活動など、生徒の体験的な活動を推進し、すべての生徒が自信を持ち自己有用感を獲得できるように努める。

（2）学校における人間関係の構築

- ア. より深い生徒理解を推進し、一人一人の「心」のサインや身体的な変化を見逃すことなく、個に応じた援助を積極的に行う。また、家庭においても、生徒の心の状態まで含めた把握が一層なされるよう、保護者に対して積極的に働き掛ける。
- イ. いじめやその他の問題を早期に把握するため、定期的調査を実施する。
 - ◇学校の教育活動に関するアンケート（生徒・保護者：12月）
- ウ. 教育相談活動の充実
すべての生徒を対象とした、日常生活全般における教育相談を活用して「小さなサイン」を鋭く捉え、いじめの未然防止に努める。
【いじめを防止する教育相談の機能】
 - ・「開発的教育相談」：すべての生徒を対象に、学業面・社会面・進路面・健康面で豊かな成長を支援する。
 - ・「予防的教育相談」：「小さなサイン」を鋭く捉え、問題の未然防止を図る。
 - ・「問題解決的教育相談」：生徒が抱えている問題に向き合い、解消・解決を目指す。
 - ◇全校一斉面接週間（全学年：4月・11月）
- エ. 教師と生徒との人間関係の構築
いじめに関する「本人の訴え」、「他からの情報」は生徒との信頼関係が構築されていなければ機能しない。このため日頃から生徒との信頼関係を培う取組が必要。

（3）いじめ防止のための校内体制

- ア. 現行の生徒指導部会の他に「いじめ対策委員会」を設置し、実効のないいじめ防止対策活動の計画・実施を行う。
- イ. スクールカウンセラーや臨床心理士、専門医等との連携を行う。
- ウ. 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめ防止の取組に対する協力・支援が得られるようにする。

(4) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を育成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。(地域貢献やボランティア等)
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

【総務部】

- ・PTA役員会等でいじめ撲滅に向けた啓発活動の推進に努める。
- ・保護者にいじめ防止に向けた講演会や映画鑑賞会の案内をする。
- ・いじめ問題について地域、家庭との連携を図る。

【教務部】

- ・授業規律を確立し、わかる授業を実践する。
- ・学級懇談会の状況を職員会議で報告し、全職員で情報を共有する。
- ・情報モラルに関する職員研修を実施する。
- ・読書活動を通じた、道徳観・倫理観の育成を図る。(いじめ防止に関する推薦図書の紹介)

【進路指導部】

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・キャリア教育の充実を図り、働くことの意義や社会に対する夢を持たせる。

【生徒指導部】

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・あいさつ指導を通じて、明るく活力ある学校づくりを行う。
- ・定期的に「学校生活アンケート」(7月、12月、2月)を実施し状況を把握する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的に実施する。
- ・外部機関(警察、子ども相談センター、市役所福祉課等)との連携を図る。

【特別活動部】

- ・あいさつ運動を通じて、明るく活力ある学校づくりを行う。
- ・ホームルーム活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・高瀬クリーン作戦やボランティア活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・部活動内における良好な人間関係を築き、お互いが高めあえる組織を目指す。

【人権・同和教育部】

- ・人権・同和教育LHR、人権・同和問題聴き取り学習を通じて、正しい人権意識を育成する。

【環境保健部】

- ・心身の健康、安全に関わる意識を啓発し、自他の生命を尊重する態度を育てる。
- ・危機管理能力を育成し、保健室を窓口とした相談体制を整える。

【教育相談部】

- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・教育相談部会で気になる生徒の情報共有を行い、いじめの未然防止に努める。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、生徒や保護者の心身のケアを行う。

5 いじめの早期発見（いじめの徴候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

ア. 面接によるいじめの発見

◇面接週間の活用

面接実施後クラスごとの情報収集（教育相談 学年担当）

◇保護者懇談会の活用

イ. アンケート調査によるいじめの発見

◇学校生活アンケート（7月、12月、2月）

◇保護者アンケート（12月）の分析

ウ. 保健室、教育相談室利用状況の確認

エ. 教育相談部会、学年団会、学年連絡会、職員会議による生徒情報の共有

オ. 外部機関との連携

◇警察、少年育成センター（担当：生徒指導主事）

6 いじめに対する措置

教職員全員の共通理解を図りながら、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。

（1）発生したいじめへの対応

ポイントⅠ【素早い対応】

- ① 最悪を想定した対応を心がける
- ② 人権侵害との認識を持って対応
- ③ 被害者の保護を優先に考える
- ④ 毅然とした指導を行う
- ⑤ 集団改善の視点から取組を行う
- ⑥ 再発防止へ十分配慮する

ポイントⅡ【事実の正確な把握】

- ① いじめの対象は誰か
- ② いじめの構造を正確に分析する
（いじめの4重構造を明確に把握する）
- ③ いじめの態様の把握
- ④ 被害者の状況の把握
- ⑤ 保護者の状況の把握
- ⑥ 二次的な問題の有無

ア. 保護者との連携

- ・保護者の心情の理解
- ・緊密な連携の確認
- ・本人への支援方法の協議
- ・学校の指導方法への理解

□電話による概要説明

*事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る。

□家庭訪問の実施

*複数の教職員で家庭訪問し、（管理下で起きた場合は）管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする。

*詳細を説明し、誠意を持って対応する。

*学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。

*場合によっては警察に被害届を出す。

イ. 被害者への支援

・心の支援を保障	・目に見える対応	・対応策の提示
・人間関係の改善	・課題解決の援助	

共感的理解に基づく指導・支援

*本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、学校の教職員が一丸となって支えることを約束する。

*今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する。

教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケアを継続して実施する。

ウ. 加害者への指導

・事実関係の確認	・相手への共感	・相手への謝罪
・保護者との連携	・法的責任についての確認	

「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す。

叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う。

形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する

心のケアを継続して実施する。

エ. 学校全体への指導

・毅然とした指導	・指導姿勢の明確化	・指導手順の遵守
・指導法の工夫	・再発防止策の実行	

「いじめ撲滅」に向けた、毅然とした指導を組織的・計画的に実行する。

学級における指導においては、被害を受けた当事者および保護者から了承を得たうえで指導を開始する。

「いじめられる側にも問題がある」との意識が払拭されているか確認する。

加害者を一方的に責めることがないように、事前の配慮、準備を行う。

「いじめを起こさない」という意欲の喚起に結びつけられる「終末」を準備して指導する。

7 いじめ防止のための年間計画

月	会議・行事等	未然防止のための取組	早期発見のための取組
4	対面式 オリエンテーション		
	面接週間		個人面談による情報収集
	遠足	学校行事を通じた人間関係づくり	
5	体育祭	集団競技を通じたクラスづくり	
	P T A総会 あいさつ運動	あいさつ運動を通じた明るい学校づくり	
	学年連絡会 1	第1回いじめ対策委員会	
6	県高校総体	部活動を通じた仲間づくり	
	あいさつ運動	あいさつ運動を通じた明るい学校づくり	
		情報モラルセキュリティー学習	
7	クラスマッチ あいさつ運動	集団競技を通じたクラスづくり	
	学年連絡会 2 高瀬クリーン作戦	あいさつ運動を通じた明るい学校づくり	第1回学校生活アンケート
	夏季保護者懇談会		
8	↑ 夏季休業 ↓		

9	のぞみが丘祭	学校行事を通した人間関係づくり	
	あいさつ運動	あいさつ運動を通した明るい学校づくり	
10	生徒教養講座		
	あいさつ運動 学年連絡会3 芸術鑑賞	あいさつ運動を通した明るい学校づくり	
11	面接週間		個人面談による情報収集
	あいさつ運動	あいさつ運動を通した明るい学校づくり	
12	クラスマッチ	集団競技を通したクラスづくり	
	高瀬クリーン作戦 2年修学旅行 ↑ 学年連絡会4 ↓	人権・同和教育映画鑑賞会 人権・同和問題聴き取り学習	第2回学校生活アンケート 生徒・保護者アンケート
1	あいさつ運動	あいさつ運動を通した明るい学校づくり	
2	あいさつ運動	あいさつ運動を通した明るい学校づくり	
	駅伝大会 学年連絡会5	学校行事を通した人間関係づくり 第2回いじめ対策委員会	第3回学校生活アンケート
3	卒業式		
	あいさつ運動	あいさつ運動を通した明るい学校づくり	

8 重大事態への対応

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) 重大事態とは

下記の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあるもの。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当期間（30日以上）または、一定期間連続して欠席している場合
- 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき*

*（重大事態が発生したもとして報告・調査等にあたる）

(2) 調査

重大事態が発生した場合は、事態の早期解消をはかるとともに、同種の事態の再発を防止するため、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査のための組織の設置

「いじめ対応チーム」を母体として、事実関係を明確にする調査を実施する。

事態によっては県教育委員会の指導のもと、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、「第三者調査委員会」を設置し、調査の公平性・中立性を確保したうえで事実関係の調査を行う。

イ 調査の実施

- いつ (いつ頃から)
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校や教職員がどのように対応したか など

* 事実関係を、可能な限り網羅的に明確化する。

① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を行う。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導や、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

ウ 調査結果の報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ② 調査結果を県教育委員会に報告する。

報告先：香川県教育委員会 高校教育課 教育指導グループ

9 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を行う。
- 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を行う。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助・助言を依頼する。
- パスワード付きサイトやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、スマホなど携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- 生徒が扱う情報ツールの進化に対応した教職員の研修機会を設定する。